

貨物概要

かずの子を取り出したにしん（クルペア属）を三枚におろしてフィレにし、冷風乾燥したもの。水分は 50%。

分類

関税率表第 0304.49 号 - 1（統計番号 0304.49-100）の生鮮のにしんのフィレ

分類理由

にしんのフィレを冷風乾燥したものです。乾燥は不十分であることから、第 0305.39 号の乾燥した魚のフィレには分類されず、生鮮の魚のフィレとして上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）